（アメリカ合衆国太平洋海兵隊司令官）アメリカ合衆国海兵隊中将　テリー・ジーン・ロブリング

旭日重光章を贈与する

（在日アメリカ合衆国空軍第374空輸航空団司令官）アメリカ合衆国空軍大佐　マーク・リチャード・オーガスト

（在日アメリカ合衆国海軍佐世保艦隊基地司令官）アメリカ合衆国海軍大佐　チャールズ・ウイリアム・ロック

旭日中綬章を贈与する

（以上六月二十日）

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、トンガ国王族トゥイペレハケ殿下薨去につき、六月二十六日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

御答信

天皇陛下から五月二十三日グルジア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月十八日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

内閣府防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、内閣府防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年６月30日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府防災業務計画の修正について

一．修正の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）の改正、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号。以下「首都直下法」という。）の制定等を踏まえ、必要な内容の反映等を行うため。

二．修正年月日

平成26年６月18日

三．修正の要旨

１．南海トラフ法の改正及び首都直下法の制定に伴う修正

⑴　南海トラフ法の改正及び首都直下法の制定を踏まえ、以下の事項等に係る記述を追加した。

・政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域等の指定に係る事務を行うこと

・政策統括官（防災担当）は、関係省庁と連携し、感震ブレーカー等の普及等による出火防止対策の推進、広報計画の作成、車両規制等による緊急輸送の確保を図るための備えなど、南海トラフ法及び首都直下法に基づき策定された基本計画を踏まえた対策を講じること

・大臣官房は、政府業務継続計画に基づき、内閣府本府業務継続計画を作成すること

⑵　南海トラフ法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」として規定された第４編第２章について、章名を「内閣府南海トラフ地震防災対策推進計画」と修正し、以下の事項等に係る記述を追加した。

・政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画について、関係行政機関等の協力を得つつ、見直し・充実等を図るとともに、当該計画の進捗状況の把握等により、当該計画を推進すること

・政策統括官（防災担当）は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における津波避難対策を推進するため、津波避難対策緊急事業計画の同意に係る事務を行う等により、当該計画を推進すること

・政策統括官（防災担当）は、不特定多数かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者等による南海トラフ法に基づく対策計画の作成を促進すること等により、これらの施設等における津波避難対策を促進すること

２．その他の修正

１に掲げたもののほか、「火山防災応急対策対処方針」（平成26年３月26日中央防災会議主事会議申合せ）の決定等防災対策の進展等を踏まえ、所要の修正を行った。

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十七号）附則第七条第七項に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法附則第七条第二十九項の規定により公示する。

平成二十六年六月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　青島事務所の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	No. 76 Xiang Gang Zhong Road, Qingdao 266071, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
変更後	No. 61A, Xianggangzhong Road, Qingdao 266071, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

(二)　変更年月日　平成二十六年四月十六日

二　ニューヨーク事務所マイアミ出張所の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	7284 W. Palmetto Park Road, Boca Raton, Florida 33433, UNITED STATES OF AMERICA
変更後	777 SE 20th St., Suite 240, Fort Lauderdale, FL 33316, UNITED STATES OF AMERICA

(二)　変更年月日　平成二十六年三月十五日

三　長崎支部の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	長崎県長崎市興善町６番５号
変更後	長崎県長崎市万才町３番35号

(二)　変更年月日　平成二十六年六月二日

労　働

最低賃金の廃止決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第17条の規定に基づき、兵庫県繊維工業、靴下製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第９号）を平成26年６月29日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年６月30日

兵庫労働局長　中山　明広

公告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成26年６月30日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

変更後の所在地　東京都港区六本木六丁目２番31号六本木ヒルズノースタワー15階